GLOBAL ARENA

MUNAKATA
ACADEMY CLUB

緊急対応マニュアル

令和7年　7月編集

主催　宗像市
運営　株式会社グローバルアリーナ

1. 緊急対応の流れ

事故・けが　発生

指導者

けが・症状の程度の確認
- ●意識の有無
- ●出血　●骨折 ●痛み方　●傷
- ●呼吸　●脈拍

「要請するかどうか迷ったときは、ためらわずに要請してください！」

救急車要請
- ●大量の出血
- ●骨の変形を伴う骨折・捻挫
- ●ショック状態
- ●痙攣状態
- ●意識障害
- ●心停止、呼吸停止　等

①救急車に一人同乗
②車でついていくこと
（保護者でもよい）

☆ 応　急　処　置
- Rest・・・・・・・・・・・・安静
- Icing・・・・・・・・・・・・冷却
- Compression・・・圧迫
- Elevation・・・・・・・挙上

止血　等
「後頭部や顔面に衝撃を受けたときは本人が大丈夫と言っても安静を保ち
その後、専門医の診察を受けるように指示」

◆把握事項◆
① 事故・けがにあった生徒指名
② 事故日時・場所・状況
③ 状況
④ けが等の内容
⑤ 医療機関（搬送病院等）

◆保護者連絡◆事務局連絡◆
① 状況説明
② 医療機関（搬送先　等）　説明

後日、事故報告書を事務局に提出（事故後、1週間以内）

MUNAKATA ACADEMY CLUB

2. 緊急搬送(119番)の方法

① 救急であることを伝える。(救急です。)

② 場所を伝える。(住所は宗像市吉留46－1　グローバルアリーナ〇〇〇です。)

③ 状況を伝える。
(全力で走っていてぶつかった拍子に頭を打っています。意識がありません。)

④ 応急処置の内容を伝える。(気道確保し心肺蘇生を行っています。)

⑤ 通報者の名前を伝える。(わたしの名前は〇〇です。)

⑥ 電話番号を伝える。(連絡先は090－〇〇〇〇－〇〇〇〇です。)
※救急車を要請後、救急車の停車場所を確保し、救急隊を誘導する。
※救急隊への情報提供は、会員一覧表データを用いて行う。

MUNAKATA ACADEMY CLUB

3. 症状別の対応・応急処置

⑴ 出血

○ 緊急搬送が必要なケース

・直接止血や間接止血を行うが効果がない場合や、切断に近い場合。

○ 応急処置

・水で患部を洗い流し、手袋をしてガーゼ等で出血部位を直接圧迫止血する。

・直接圧迫止血で効果がない場合、出血部より心臓に近い部位を同時に間接圧迫止血する。

※ ガラスや刃物が深く刺さっている場合、抜くことで神経や筋肉を損傷する可能性があるため、刺さったものを抜かずに受診する。

※ 治癒を妨げるため、傷口のアルコール消毒は行わない。

MUNAKATA ACADEMY CLUB

3. 症状別の対応・応急処置

⑵ 骨折、脱臼、捻挫

○ 緊急搬送が必要なケース

・骨が皮膚から突き出している。手足がひどく曲がっている。
・脊髄(首、背中、腰)骨折の可能性がある。

○ 応急処置 ・RICE(安静、冷却、圧迫、挙上)を行う。

・骨折、脱臼、捻挫の区別はつかないため、基本的な応急処置は共通。
・骨折部位から出血している場合は、傷口にガーゼをあて包帯で固定する。
・骨折部位に添え木(ない場合は段ボールや雑誌で代用)をあて固定する。
・脊髄骨折の可能性がある場合、仰向けに寝かせ脊髄を動かさないよう固定する。

※ 血管や神経損傷の可能性があるため、脱臼や変形箇所はもどさない。

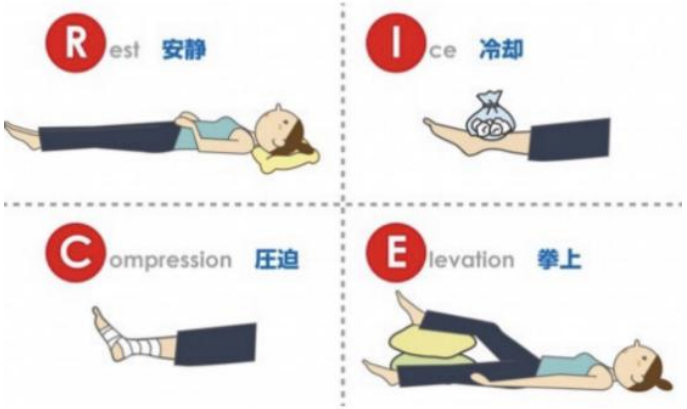

MUNAKATA ACADEMY CLUB

⑶ 頭部外傷

○ 緊急搬送が必要なケース

・傷口が大きく出血が止まらない。けいれんや意識障害がある。嘔吐がある。麻痺がある。物が二重に見える。平行感覚障害がある。呼吸の異常がある。

○ 応急処置

・こぶが出来ている場合、冷やしたタオル等で冷やす。
・出血がある場合、傷口を洗い手袋をして清潔なガーゼ等で出血部を圧迫止血する。
・意識障害、嘔吐、痙攣がある場合は頭部を動かさないようにし、回復体位にする。
・呼吸停止や呼吸が不規則になった場合、仰向けに寝かせ心肺蘇生を行う。

※ 緊急搬送を要しない場合であっても、頭部を殴打した場合は受診する。

3. 症状別の対応・応急処置

⑷ 熱中症

○ 緊急搬送が必要なケース

・意識障害がある。痙攣。汗が出なくなる。異常な高熱がある場合。

○ 応急処置

・体を冷やす。涼しい環境で安静に寝かせる。足を高くして安静に寝かせる。
保冷剤や冷却シートで体を冷やす。着衣を薄くする。
・水分をとらせる。こまめに水分をとらせる。
・塩分をとらせる。電解質が補給できるものをとらせる。
（OS1、ポカリスエ ット、塩分チャージ）

MUNAKATA
ACADEMY CLUB

3. 症状別の対応・応急処置

4. 熱中症予防対策

⑴ 夏季（7月～9月）活動時

①熱中アラーム（熱中症指数計）を活動場所に設置。

②室内競技は、空調施設がある中学校体育館等で実施。屋外競技は、早朝または夕方実施。ソフトテニスは、空調施設のある部屋で交代で休憩、扇風機を設置。

③WBGT値が「31」を超えた場合、速やかに活動を中止し、木陰や体育館等に一時避難する。活動会場で中止の判断等をしたほうがいい場合は、代表指導者が事務局に電話し、相談する。その後、中止の場合は事務局が保護者連絡を行う。

⑵ アラート発表時について

「熱中症特別警戒アラート」（暑さ指数が35を超えると予想されるとき）
「熱中症警戒アラート」（暑さ指数が33を超えると予想されるとき）
「危険」（暑さ指数が31を超えると予想されるとき）発表時は
原則、保護者送迎（同乗も可）。
活動場所から近いなどの場合は保護者の判断による（徒歩等）。

⑶ 水分・塩分補給、休憩

〇表を参考にして、各競技ごとに対応。

●運動に関する指針

気温（参考）	暑さ指数（WBGT）	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒（激しい運動は中止）	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒（積極的に休憩）	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意（積極的に水分補給）	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全（適宜水分補給）	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

（公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）より

MUNAKATA ACADEMY CLUB

5. 事務局連絡先

○ グローバルアリーナ　TEL　0940－33－8440
E-mail　ma@global-arena.org

○ 事務局代表
・佐々木　智　TEL　090－3074－4410

・御堂　峰弘　TEL　070－7891－6211

※ 緊急の場合は以下の順で連絡してください。

1. 佐々木　連絡つかなければ→　2 .御堂　連絡つかなければ →　3.グローバルアリーナ

MUNAKATA
ACADEMY CLUB

宗像市救急医療について

参考1：宗像市救急医療について

1. 休日外科当番医

診療時間は、午前9時から午後5時まで。
宗像市HPでご確認ください。

kyuujitugeka.pdf

2. 発救急告示病院

診療科目によっては受診できない場合もありますので、必ず事前に
電話で問い合わせください。

救急告示病院	電話番号
蜂須賀病院（宗像市野坂）	0940-36-3636
宗像医師会病院（宗像市田熊）	0940-37-1188
宗像水光会総合病院（福津市日蒔野）	0940-34-3111

MUNAKATA ACADEMY CLUB

3. 福岡県救急電話相談・医療機関案内

福岡県では、急な病気やケガに関する相談に対し、救急医療機関での経験を有する看護師が、24時間体制で医療機関受診の緊急度などについてアドバイスを行っています。宗像地区急患センターの診療科目以外で受診を希望される場合などにご利用ください。

電話番号：＃7119（短縮ダイヤル）
＃7119でつながらない場合は092-471-0099（福岡県救急医療情報センター）へ

自動音声ガイダンス	救急医療情報センター
医療機関を探す：”1”を押す ▷	救急医療機関のご案内
救急相談したい：”2”を押す ▷	救急相談 救急相談として受けられない内容 医師の診断内容に関する相談 医療機関の対応に関する相談等

参考1:宗像市救急医療について

宗像市内土曜日診療している外科(整形外科)

病院名	診療時間	住所	電話番号
林外科医院	9:00～12:30	宗像市田久4丁目15－12	0940-33-5577
東郷外科医院	8:30～15:30	宗像市田熊4-2-6	0940-36-4146
(医)庄正会蜂須賀病院	9:00～11:30	宗像市野坂2650	0940-36-3636
聖ヨハネ宗像病院	9:00～17:00	宗像市三郎丸5丁目1-15	0940-32-0315
ひさだ脳神経外科	9:00～12:30	宗像市赤間駅前1丁目5-12	0940-62-5233
葉山クリニック	8:30～12:30	宗像市葉山2丁目31-4	0940-39-3050
(医)光洋会赤間病院	9:00～17:00	宗像市石丸1丁目6-7	0940-32-2206
渡辺整形外科医院	9:00～13:00	宗像市稲元4丁目9-25	0940-32-2600
高橋整形外科医院	9:00～13:00	宗像市日の里6丁目2-20	0940-37-8013
さくら医院	9:00～12:00	宗像市栄町11-3	0940-32-7273
日の里クリニック	9:00～13:00	宗像市日の里1丁目30-13	0940-36-5511
あかま整形クリニック	9:00～12:00	宗像市栄町3-5	0940-35-6440
おおしろ脳神経外科	9:00～13:00	宗像市宮田2丁目13-4	0940-39-3346
平塚胃腸科外科医院	9:00～12:30	宗像市自由ヶ丘2丁目7-5	0940-32-2126
※日曜日診療あり　(土曜日休み)			
さきむら整形外科リハビリクリニック	9:00～16:30	宗像市くりえいと2丁目2-2	0940-39-7041

MUNAKATA ACADEMY CLUB

スマートフォンを活用した『Live119映像通報システム』

参考2：スマートフォンを活用した『Live119映像通報システム』

1. Live119映像通報システムとは？

『Live119映像通報システム』とは、スマートフォンからの119番通報時に、現場の状況を音声に加えて動画でもリアルタイムに通報できるシステムです。このシステムを活用することで、通報者が撮影する災害現場の映像により現場状況の迅速な把握や119番通報者への正確で確実な救命処置の伝達が可能となります。

2. 市民の皆様へのお願い

福岡都市圏消防共同指令センターにおいて、スマートフォンからの119番通報を受信した際、Live119の活用が有効だと指令管制員が判断した場合のみ、映像伝送のご協力をお願いするものです。なお、Live119映像通報システムを利用するための通信料は通報者のご負担となりますのでご了承ください。

【問い合わせ先】
宗像地区消防本部　警防課　通信係　〒811－3431　住所：福岡県宗像市田熊5丁目1番3号
電話番号：0940－36－2425　FAX番号：0940－36－2949
E-mail：shirei@munakata119.jp

（宗像地区消防本部ホームページより）

MUNAKATA ACADEMY CLUB

発達障害のある生徒への対応

参考3：発達障害のある生徒への対応

発達障害のある児童生徒は、周囲の状況に応じて集団の中で適切に行動することが困難という傾向があります。そのため、場面や状況にそぐわない行動をとってしまうこともあります。注意や叱責により自覚を促すといったやり方だけで行動を改善させることは難しいという前提で考えていくことが、教師には求められます。目の前で起きている行動だけに注目せず、きっかけや前後関係も含めて要因を分析し、児童生徒が意識を適切な行動に向けられるよう、状況を理解するための手立てを児童生徒の能力に応じて示すことが大切です。

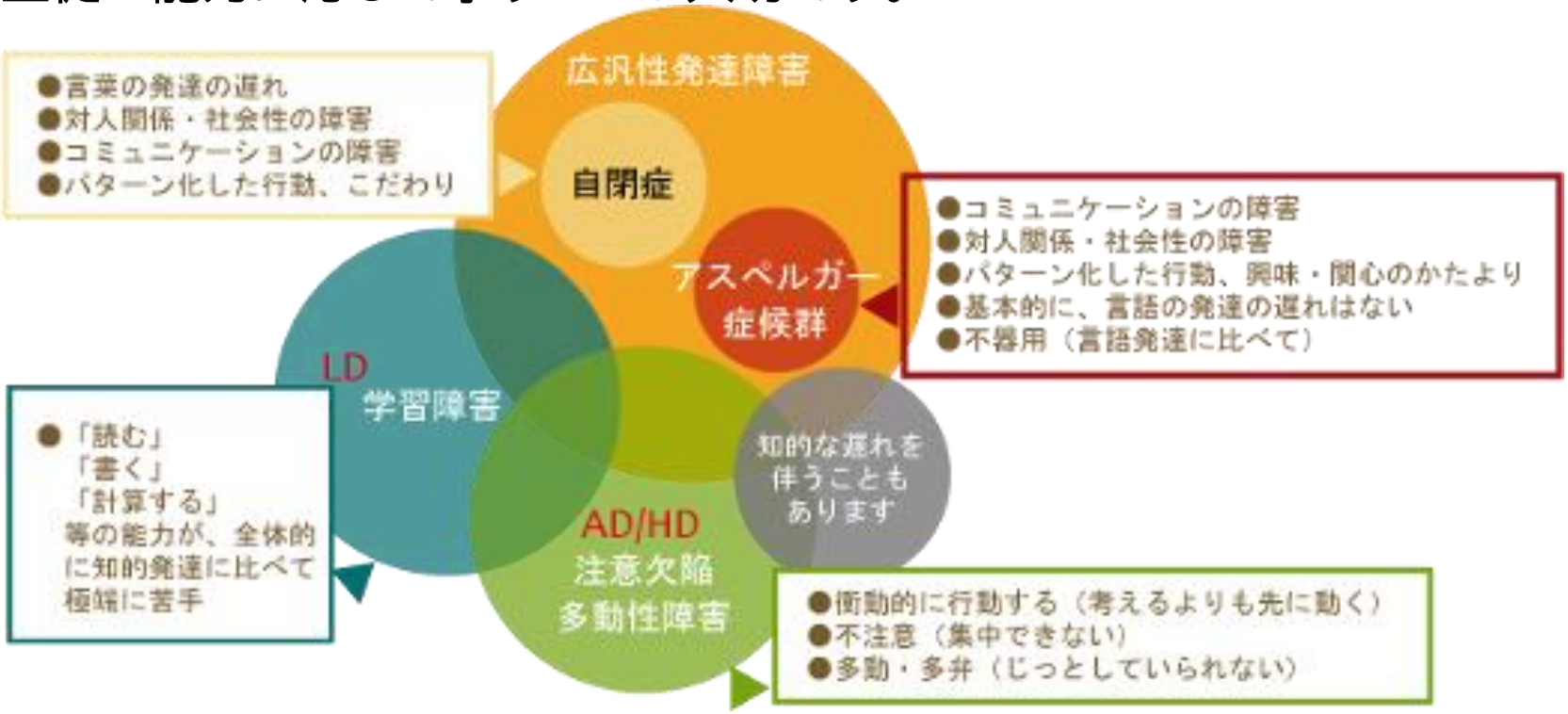

「発達障害と生徒指導」（国立教育政策研究所）より抜粋

参考3：発達障害のある生徒への対応

また、発達障害のある児童生徒は、障害の特性が起因となり、幼少期から様々な困難と失敗を経験しており、学校での学習活動に対して意欲や自信を失い、自分にはできないと考えがちになるなど自己評価が低くなっている場合も多くみられます。そのため、教師には、失敗を指摘して修正させる対応だけでなく、成功により成就感や達成感が得られる経験を積ませること、生徒の小さな変化に気づき、こまめに認めることなどが求められます。

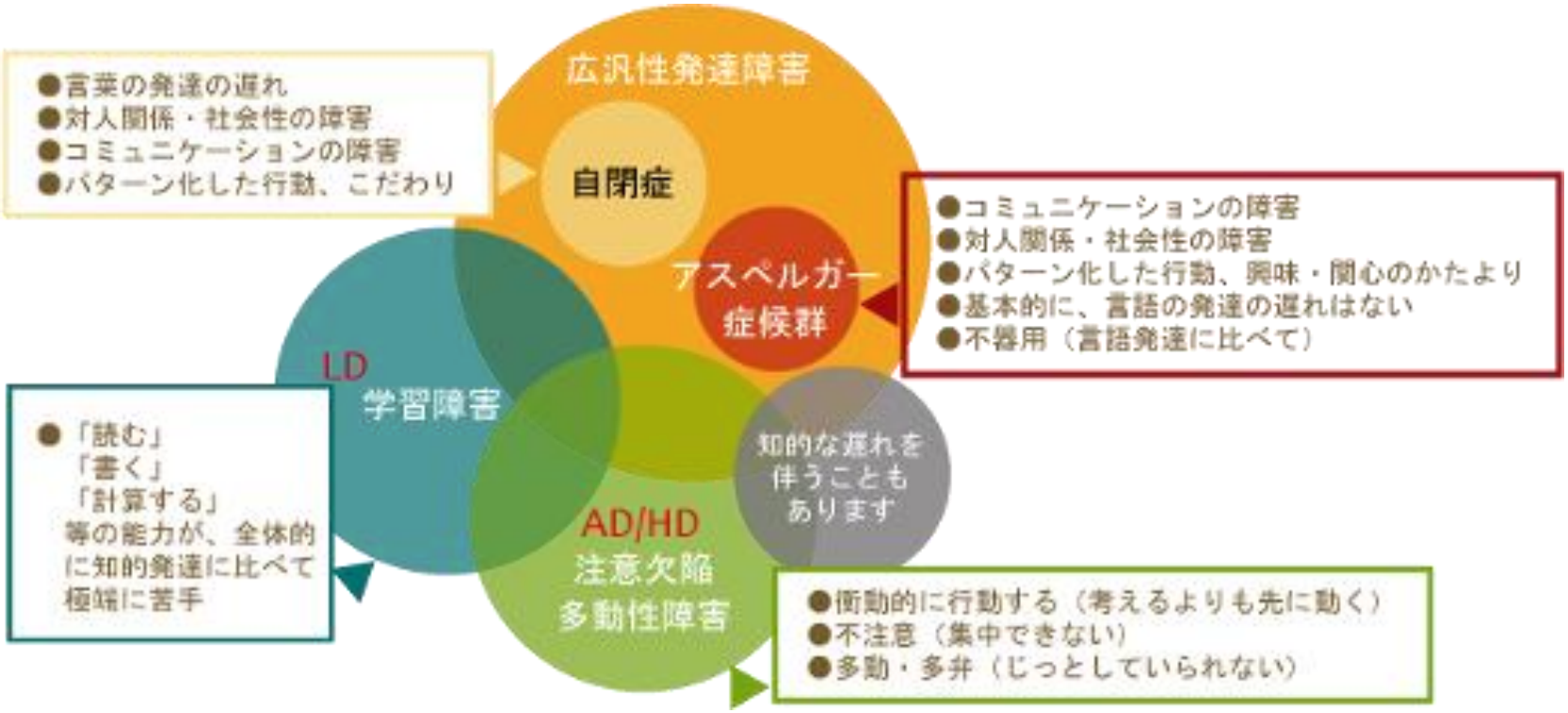

「発達障害と生徒指導」（国立教育政策研究所）より抜粋

参考3：発達障害のある生徒への対応

一方で、特に思春期を迎えた生徒にとっては、教師から特別視された支援は、自尊感情の低下を招くばかりでなく、友達からも特別視されることにつながり、疎外感や孤立感を生じさせてしまうことにもなりかねません。そのため、特別な指導や支援のつもりが特別視した指導や支援になっていないか常に意識しておくとともに、特別な指導や支援が生徒自身の心の痛手になっていないかどうか、本人の反応も十分に確認しながら、進めていくようにします。

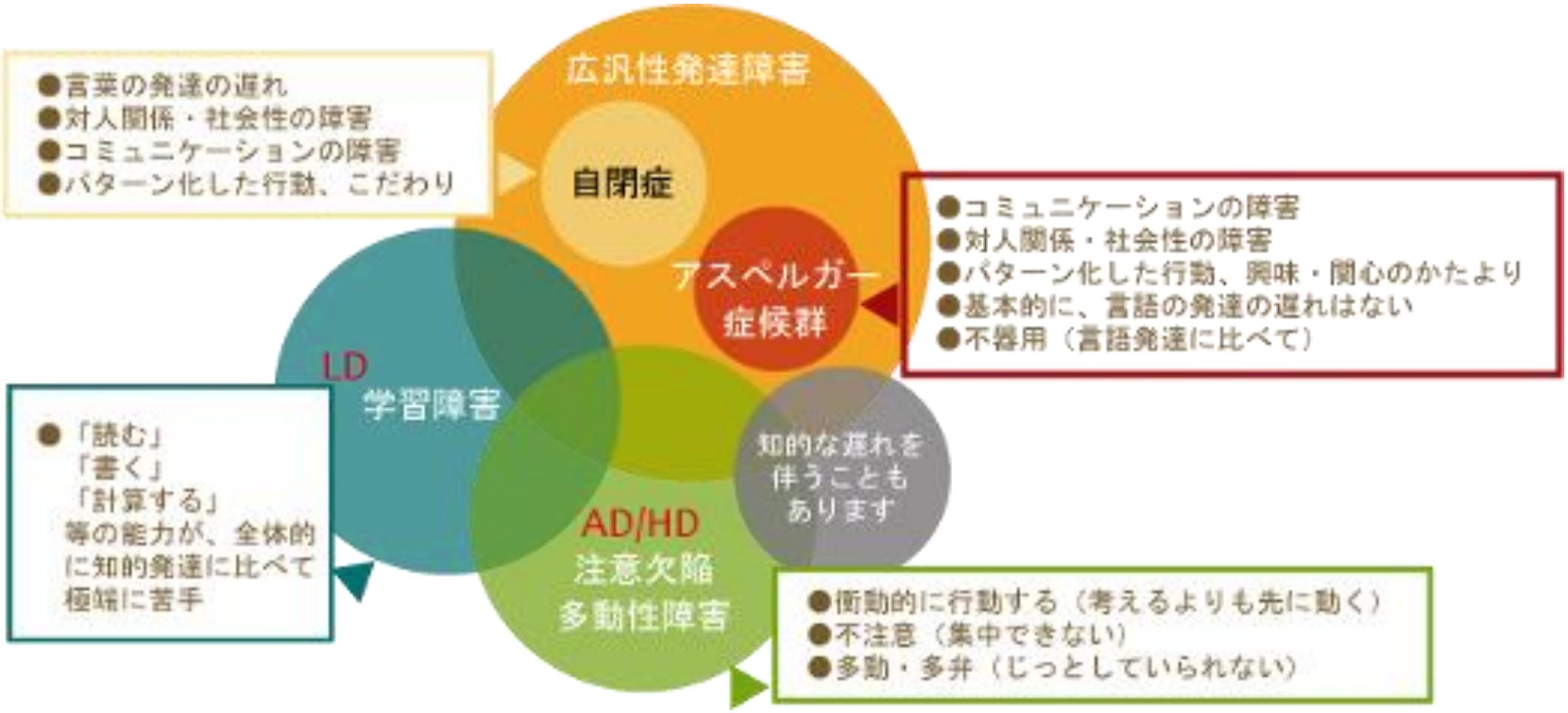

「発達障害と生徒指導」（国立教育政策研究所）より抜粋

資料1

令和7年度（2025年度） スポーツ安全保険のしおり

4名以上の団体・グループでご加入ください

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 ➡ スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。
公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例
×家族だけで活動する団体　×プロスポーツを行う団体　×営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲　日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

団体での活動中	団体活動への往復中
加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故 ※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。	加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故 ※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

⚠ **学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外**
学校教育法に基づく**幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校**および児童福祉法に基づく**保育所**（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における**児童、生徒、学生または幼児**の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。**学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

2 補償期間

掛金の支払日が令和7年3月31日以前の場合
令和7年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和7年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

➡ **令和8年3月31日午後12時まで**

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体員の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。
※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金（1人当たり）	傷害保険金額 死亡	後遺障害（最高）	事故の日からその日を含めて180日以内 入院日額（180日限度）	通院日額（30日限度）	賠償責任保険 支払限度額（免責金額なし）	突然死葬祭費用保険 支払限度額
子ども（中学生以下（特別支援学校高等部の生徒を含む。））	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
大人（高校生以上）	C	64歳[注1]以下 ▶スポーツ活動（指導・審判を含む。） ※A2区分で対象となる活動も補償	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
	B	65歳[注1]以上 ▶スポーツ活動（指導・審判を含む。） ※A2区分で対象となる活動も補償	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動（指導・審判を含む。）アメリカンフットボール、山岳登はんなど	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算1事故5億円ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
ワイドコース 子ども（中学生以下（特別支援学校高等部の生徒を含む。））	AW	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、個人活動（学校管理下を除く。）も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動等）の補償額	1,450円	3,100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算1事故5億円ただし、対人賠償は1人1億500万円	180万円
				100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算1事故500万円	対象外
ワイドコース 大人（高校生以上）	CW	64歳[注1]以下 ▶C区分の補償となる団体活動に加え、個人活動（就業中および学校管理下を除く。）も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動等）の補償額	4,850円	2,100万円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額C区分と同額	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算1事故5億円ただし、対人賠償は1人1億500万円	180万円
				100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算1事故500万円	対象外
ワイドコース 大人（高校生以上）	BW	65歳[注1]以上 ▶B区分の補償となる団体活動に加え、個人活動（就業中および学校管理下を除く。）も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動等）の補償額	5,000円	700万円 就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額B区分と同額	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算1事故5億円ただし、対人賠償は1人1億500万円	180万円
				100万円 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算1事故500万円	対象外

注1 年齢の判断は、「令和7年4月1日」を基準とします。　年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険

（1）次のような事由により生じた傷害
① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む。）、心神喪失
④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）
⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など
※テロ行為によるケガは対象となります。
（2）むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
（3）学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。）
（4）ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
（5）AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害
（6）次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）
② **野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靱ぎれ、その他激痛・偶発・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害**
③ **成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など**
（7）日本国外での事故および補償期間外に発生した傷害　など

賠償責任保険

（1）法律上の賠償責任が発生しない損害
※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。
（2）次のような事由に起因する損害
① 被保険者の故意
② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
③ **自動車**（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・**航空機**（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理
④ 労働
⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、騒動、そうじょう、労働争議など
⑥ サイバー攻撃
（3）被保険者と同居する親族に対する賠償責任
（4）被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。）
（5）被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害
（6）学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に起因する損害には支払われます。）
（7）ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害
（8）被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。）
（9）被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害
（10）日本国外でスポーツ活動に起因する事故（AW・BW・CW区分についてはいずれも対象となります。）
（11）BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故
（12）補償期間外に発生した事故　など

突然死葬祭費用保険

（1）次のような事由により生じた突然死
① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
③ 被保険者の心神喪失
④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置
⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など
（2）学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。）
（3）AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」**以外**における突然死
（4）日本国外での事故および補償期間外に発生した事故
（5）**傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡**
（6）**生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用**　など

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

傷害保険
ケガをされたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。
①団体名　②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号　③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号　④加入依頼番号　⑤加入手続日　⑥加入区分　⑦事故の日時、場所、詳細状況　⑧傷害の内容　⑨入院の有無
※事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。
※入通院保険金請求額が30万円以下の場合は東京海上日動からの求めがない限り原則医師の診断書のご提出は不要です。

賠償責任保険
法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。
①団体名　②団体代表者の氏名、電話番号　③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号　④加入依頼番号　⑤加入手続日　⑥事故の日時、場所、詳細状況　⑦身体の障害または物の損壊[注1]の程度など
（注1）　物の損壊については、事故の状況が把握できるよう**現場写真や修理見積書**をとっておいてください。
※示談交渉は被保険者（加害者）に行っていただきます。なお、**示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。**東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死葬祭費用保険
突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。
①団体名　②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号　③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号　④加入依頼番号　⑤加入手続日　⑥加入区分　⑦事故の日時、場所、詳細状況　⑧死亡日時・原因（病名）

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動）　※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）	都道府県	事故時の連絡先（平日9：00～17：00）
北海道	東京海上日動　北海道スポーツ安全保険コーナー 0120-789-027／011-271-7432 〒060-8531　札幌市中央区大通西3-7	岐阜　愛知 三重	東京海上日動　東海スポーツ安全保険コーナー 0120-789-057／052-201-9654 〒460-8541　名古屋市中区丸の内2-20-19
青森　岩手 宮城　秋田 山形　福島	東京海上日動　東北スポーツ安全保険コーナー 0120-789-037／022-225-6326 〒980-8460　仙台市青葉区中央2-8-16	富山　石川 福井　滋賀 京都　大阪 兵庫　奈良 和歌山	東京海上日動　近畿スポーツ安全保険コーナー 0120-789-067／06-6203-0677 〒541-8555　大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城　栃木 群馬　埼玉 千葉　東京 神奈川　新潟 山梨　長野	東京海上日動　関東スポーツ安全保険コーナー 0120-789-047／03-6632-0479 〒105-8551　東京都港区西新橋3-9-4	鳥取　島根 岡山　広島 山口　徳島 香川　愛媛 高知	東京海上日動　中・四国スポーツ安全保険コーナー 0120-789-085／082-511-9483 〒730-8730　広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動　静岡スポーツ安全保険コーナー 0120-789-059／054-254-4235 〒420-8585　静岡市葵区紺屋町17-1	福岡　佐賀 長崎　熊本 大分　宮崎 鹿児島　沖縄	東京海上日動　九州スポーツ安全保険コーナー 0120-789-095／092-281-8375 〒812-8705　福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 スポーツ安全協会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
https://www.sportsanzen.org
03-5510-0033

<引受幹事保険会社>
東京海上日動火災保険(株)　担当課：公務第二部文教公務室
〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4　ラ・メール三番町10階
0120-233-801（平日9:00～17:00）

〈共同引受保険会社（令和7年4月予定）〉
あいおいニッセイ同和 損保ジャパン 大同火災
東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約）（学校管理下外担保）・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外担保）・突然死葬祭費用担保保険特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外・就業中外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。

令和6年12月作成 24TC-005051

MUNAKATA ACADEMY CLUB

資料2

事故報告書

事故後1週間以内に提出

２０　年　月　日

株式会社グローバルアリーナ
代表取締役　　百﨑　順二　殿

むなかたアカデミークラブ
クラブ指導者

競技名			
負傷者または被災者		姓	名
事故の日時		２０　年　月　日　曜日	(午前)　(午後)　時　分頃
事故の場所（施設名等詳細）		施設名	
事故の詳細状況	何をしているとき		
	何が起きて		
	どうなったか		
事故後の対策			
活動区分		(1) 団体活動中	(2) 団体活動中以外の経路往復中
傷害または被災の内容		疾病名	部位
		熱中症または細菌性・ウイルス性食中毒の場合はチェック→ □	
入院の有無（見込み含む）		（入院）　(有)　(無)	
報告者名			

※ (　) は点線をなぞってください。

MUNAKATA ACADEMY CLUB